別表第五㈢の表及び同表の備考1中「剰余金の分配」の次に「、金銭の分配」を加える。

別表第五㈣の表の備考1中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同表の備考2㈡ㄷ中「同項第3号に掲げる場合に該当するときにおける同号」を「同項第3号」に、「同項第4号ロ」を「同項第4号に掲げる事由である場合には、同項第1号に規定する投資法人（以下この表において「投資法人」という。）の発行済みの同号に規定する投資口（以下この表において「投資口」という。）の総数とし、同項第5号ロ」に改め、同表の備考2㈢ㄱ中「第61条第2項第4号イ」を「第61条第2項第5号イ」に改め、同表の備考2㈢㈠㈲中「第61条第2項第4号ロ」を「第61条第2項第5号ロ」に改め、同表の備考2㈢ㄴの次に次のように加える。

㈡　令第61条第2項第4号に掲げる出資等減少分配　当該出資等減少分配を行った投資法人の同号に規定する分配対応資本金額を当該投資法人の発行済みの投資口の総数で除して計算した金額

別表第五㈣の表の備考2㈣㈠中「第61条第2項第4号」を「第61条第2項第5号」に改め、同表の備考2㈣㈡を同表の備考2㈣㈢とし、同表の備考2㈣㈠の次に次のように加える。

㈡　令第61条第2項第4号に掲げる出資等減少分配　その交付を受けた者が当該出資等減少分配の直前に有していた当該出資等減少分配を行った投資法人の投資口の数

別表第五㈣の表の備考2㈥中「行なわれる」を「行われる」に改め、同表の備考2㈧中「資本の払戻し」の次に「、出資等減少分配」を加える。

別表第五㈤の表の備考2㈡ㄷ中「同項第3号に掲げる場合に該当するときにおける同号」を「同項第3号」に、「同項第4号ロ」を「同項第4号に掲げる事由である場合には、同項第1号に規定する投資法人の発行済みの同号に規定する投資口（以下この表において「投資口」という。）の総数とし、同項第5号ロ」に改め、同表の備考2㈢中「投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する」を削り、「第4号」を「第5号」に改め、同表の備考2㈧中「資本の払戻し」の次に「、出資等減少分配」を加える。

第三条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第二十六条第一項第七号」を「第二十六条第一項第九号」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条第一項中「新規則第十八条の十二第二項各号」を「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第三十号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則第十八条の十二第三項各号」に改め、同条第三項中「名称」の下に「又は当該告知の際に同項に規定する署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五十条第一項中「名称」の下に「又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

（所得税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　所得税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「並びに附則」を「並びに次条第二項並びに附則」に改める。

附則第二条に次の一項を加える。

2　新規則第七条第六項の規定は、前条第六号に定める日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第七条第六項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

附則第三条中「第一条の規定による改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）」を「旧規則」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法施行規則別表第二㈠の表の備考2㈤及び別表第二㈭の表の備考2㈦の改正規定並びに第二条中所得税法施行規則第十三条第一項第七号の改正規定並びに同令別表第二㈠の表の備考2㈥及び別表第二㈭の表の備考2㈧の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）別表第三㈠、別表第五㈢、別表第五㈣及び別表第五㈤に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十条又は第二百二十五条第一項の規定により添付し、又は提出するこれらの規定に規定する計算書又は調書について適用し、同日前に添付し、又は提出したこれらの計算書又は調書については、なお従前の例による。

3　前項に規定する書式は、当分の間、第二条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める計算書又は調書に、新規則別表第三㈠、別表第五㈢、別表第五㈣及び別表第五㈤に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰（せき）事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰（せき）事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一　ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省農林水産省通商産業省令第一号）第十六条第一項第三号ル

建設省